

## 「内部質保証ルーブリック」の取扱い方針について

(平成30年6月14日認証評価委員会承認)

短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要があり、本協会では、第3評価期間はこの内部質保証を重点項目として評価することとしています。

このため、「内部質保証ルーブリック」(以下「ルーブリック」という。)を評価校及び評価員に配布し、評価校には「ルーブリック」による自己評価を求め、自己点検・評価報告書に各評価項目の現状及び高レベルへの到達度となるような取組状況等、学習成果を焦点に据えた向上・充実のための査定が機能し、教育の質保証が図られている等の状況が記述されているかの確認を求めるものとします。また、評価員には提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査等を基に、評価校の内部質保証の取組状況について「ルーブリック」を用い評価を行い、その判定を基に基準別評価票の「三つの意見」等に記述していただきます。

「ルーブリック」は、それが内部質保証の取組状況を確認でき、かつ、評価校にはレベルアップに向けての取組を促すものであり、教育の向上・充実につながるものとなります。

### ○「内部質保証ルーブリック」の取扱い

- ① 「ルーブリック」は、評価校及び評価員に配布する。
- ② それが自己点検・評価報告書等を基にチェックを行い、現状等を確認する。
- ③ 確認後は、それが評価判定の内部資料として活用する。
- ④ 作成した「ルーブリック」は、非公表とする。

### ○評価校での取扱い

- ① 評価校は、作成した自己点検・評価報告書を基に「ルーブリック」を用いて項目1～4について評価する。
- ② チェックした各項目のLevelの内容が、自己点検・評価報告書の基準Iに、評価員が評価できる記述（現状及び高いLevelへの取組）となっているか確認する。  
また、基準Iと関連する他の基準にその詳細が記述されているか確認する。
- ③ 評価した「ルーブリック」は評価校の内部資料とする。

## ○評価員の取扱い

- ①評価員は、提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査を基に「ルーブリック」により評価し、判定欄を基に「三つの意見」等に記述する。
  - ・報告書等を基に作成した「ルーブリック」の該当項目について、訪問調査時に、現状について確認する。
  - ・レベルアップ（Level IV）を目指して取り組むよう助言を行う。
  - ・基準別評価票に、現状及び判定を記入する。
- ②本協会に基準別評価票とともに「ルーブリック」も提出する。

## （関連資料）

1. 内部質保証ルーブリック
2. 短期大学評価基準と内部質保証ルーブリックとの関係

## 内部質保証ルーブリック

項目	Awareness Level	Development Level	Proficiency Level	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level
			建学の精神を公表している。	建学の精神を公表している。 ステークホルダーが認識できるよう努めている。
1 建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。			建学の精神を公表している。 ステークホルダーが認識できるよう努めている。	建学の精神を公表している。 ステークホルダーが認識できるよう努めている。
			建学の精神を公表している。 ステークホルダーから理解を得るために取り組みを確立している。	建学の精神を公表している。 ステークホルダーから理解を得たための取り組みを確立している。
2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。			学習成果を定めている。 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。	学習成果を定めている。 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。
			学習成果を定めている。 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。	学習成果を定めている。 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。
3 卒業認定・学位授与の方針、教育受入れの方針（三つの方針）を一體的に策定し、公表している。			学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一體的に策定され、公表されている。	学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一體的に策定され、公表されている。
			授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。
4 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。			上記の項目1～3全てにチェックがある。	上記の項目1～3全てにチェックがある。
			「早急に改善を要すると判断される事項」；「チェックのへらない項目が一つでもある場合、早急に改善を促す。 「向上・充実のための課題」；一部の組織（委員会等）において教育職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みを、全責任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みによる改善を促す。	各基準の評価結果：全責任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 上記の項目1～3全てにチェックがある。
<b>判定</b>			( 三つの意見等に記載 )	「特に優れた試みと評価できる事項」；項目4の両方にチェックが入った場合、特に優れた試みとして評価する。

学習成果：学習成果とは、教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を表明したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示すものである。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものである（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成20年）」より）。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、短期大学のアカウンタビリティが高まる。

## 「内部質保証ループリックについて」

- 短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要がある。本協会では、第3評価項目においては、この内部質保証を重点項目として評価することとしている。
  - 短期大学評価基準は、基準Ⅰにおいて、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み、基準Ⅱにおいて、基準Ⅰの達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにし、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し、基準Ⅳにおいて、全体を統制する仕組みを評価・点検するものとなつており、基準Ⅰは、基準Ⅱ～Ⅳ全てに関するものとなつている。
  - しかし、基準Ⅰにおいて、基準Ⅱ～Ⅳのテーマ等についてPDCAにより改善が図られているかどうかについての評価を行うことは、多岐にわたり難しい面があるため、自己点検・評価報告書により基準Ⅰ～Ⅳを評価した結果、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況であったかを、内部質保証のループリックを用い判定を行い判定を行うこととする。その結果は、評価結果に反映させることとする。
  - 本ループリックを基に自己点検・評価報告書への積極的な記述を期待する。
  - なお、本ループリックについては、使用しながら改善を図っていくこととしており、例えば、すべての短期大学がレベルⅠに到達した段階で、レベルⅡをレベルⅠとし、順にレベルⅢ及びⅣをレベルⅡ及びⅢとして、新たなレベルⅣを示すなど、全体の高度化を図っていくこととしている。
- ※ 1. 項目2 - IVのフィードバックし解決する仕組みとは、課題をフィードバックし解決する仕組みを言う。
- ※ 2. 項目4 - IVについては、学長を含む全専任教職員で学習成果を学生に示す必要があり、理事長のガバナンスにより学習成果を獲得できる仕組みが出来ているかを評価するものである。

## 短期大学評価基準と内部質保証ルーブリックとの関係（評価校の記述箇所）

内部質保証ルーブリックでチェックした Level に関する内容については、次に示す基準（テーマ・区分・観点）に現状等を記述して下さい。その際、現状及び高レベルへの到達度となるような取組状況について、基準Ⅰに概要を、基準Ⅱ～Ⅳには詳細を記述して下さい。なお、他にも該当箇所があるかと思いますので、各短期大学の判断で記述してください。

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育効果

#### A 建学の精神

基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。

(3) 建学の精神を学内外に表明している。

- ・建学の精神を公表している。（項目1－LevelⅠ）
- ・ステークホルダーが認識できるよう努めている。（項目1－LevelⅡ）
- ・ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。（項目1－LevelⅢ）
- ・人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。（項目1－LevelⅢ）
- ・人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。（項目1－LevelⅣ）

#### B 教育の効果

基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。

(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

- ・ステークホルダーが認識できるよう努めている。（項目1－LevelⅡ）
- ・ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。（項目1－LevelⅢ）
- ・人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。（項目1－LevelⅢ）
- ・人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。（項目1－LevelⅣ）

基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。

(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

- ・学習成果を定めている。（項目2－LevelⅠ）

基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。

(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

- ・学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され（、公表され）ている。  
(項目3－LevelⅠ)

(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

- ・授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 (項目 3—Level II)
- ・教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。  
(項目 3—Level III)
- ・教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。 (項目 3—Level IV)

(4) 三つの方針を学内外に表明している。

- ・学習成果の獲得を目標とした三つの方針が (一体的に策定され) 、公表されている。  
(項目 3—Level I)

#### C 内部質保証

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

- ・一部の組織（委員会等）において、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。  
(項目 4—Level I)
- ・全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。  
(項目 4—Level II)
- ・全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。  
(項目 4—Level III)
- ・理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 (項目 4—Level IV)

基準 I-C-2 教育の質を保証している。

(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

- ・学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。 (項目 2—Level II)
- ・学習成果の獲得を評価・判定する仕組みを定めている。 (項目 2—Level III)
- ・学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。  
(項目 2—Level IV)

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### A 教育課程

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。

(2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

④シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

- ・項目2—LevelⅡ、Ⅲの該当するものについて具体的に記述して下さい。
- ・項目3—LevelⅡ、Ⅲ、Ⅳの該当するものについて具体的に記述して下さい。

基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。

(3) 学習成果は測定可能である。

- ・項目2—LevelⅡ、Ⅲ、Ⅳの該当するものについて具体的に記述して下さい。

### B 学生支援

基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

- ・項目2—LevelⅡ、Ⅲ、Ⅳの該当するものについて具体的に記述して下さい。

②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

- ・項目2—LevelⅣに該当するものについて具体的に記述して下さい。

③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

- ・項目2—LevelⅣに該当するものについて具体的に記述して下さい。

### **基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

#### **A 人的資源**

**基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。**

(10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

・項目2—LevelⅣに該当するものについて具体的に記述して下さい。

### **基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

#### **A 理事長のリーダーシップ**

**基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。**

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

・項目4—LevelⅣに該当するものについて具体的に記述して下さい。